

平成27年度第5回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年10月7日（水） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 本庁舎5階 第2会議室

3 出席者

委 員

片木委員、高橋委員、赤尾委員、関委員、廣戸委員、湯原委員、吉田委員

所管部局

齊下福祉保健部長、湯浅経済部長、長井市民環境部長、王島淀江支所長、

平木教育委員会事務局長、その他関係職員

事務局

野坂市長、北尾教育長、菅原総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委嘱状交付]

[3 市長あいさつ]

[4 正副委員長互選]

委員長に片木委員、副委員長に高橋委員が選出された。

[5 正副委員長あいさつ]

[6 諮 問]

市長が委員長に市長所管施設の諮問書を手渡し、また、教育長が副委員長に教育委員会所管施設の諮問書を手渡し、それぞれ選定委員会に対する諮問を行った。

[7 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止、利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】

（関委員） 会議の非公開の説明の最後のところで、（選定委員会が）答申を行い、市が最終的な意思決定をするまでの間（は、会議の内容を公開すべきではない。）ということだが、意思決定をした後には、議事録等も含めて公開しているということで間違いな
いか。

（事務局） 議会の議決を経て、市が指定管理者を指定した後に、市のホームページで公開している。

[8 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が、指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

特になし

(2) 指定管理者候補者案選定対象施設について

所管部局が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

(吉田委員) 公募の場合の条件として、新たな指定管理者は現行の指定管理者の職員の採用及び労働条件の維持に配慮することとなっているが、このことは選定基準による評価につながっているのか。

(事務局) 選定基準の4の(5)の「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」のところで評価する。

(吉田委員) 応募書類の中に職員の採用及び労働条件の維持に関する記載があるのか。

(事務局) 応募者が提出した事業計画書の中に記載がある。

(吉田委員) 指定管理者の経営判断により、指定管理期間の途中で、例えば(担当者を)5人から3人に減らすなど、職員体制を変更することは可能か。

(事務局) 可能であるが、基本協定等の変更が必要な場合もあり、市との協議が必要となる。

(吉田委員) 非公募の施設の中で、職員の採用及び労働条件の維持に関する条件が記載されているものとそうでないものがあるが、この違いは何か。

(事務局) 今回の非公募の案件は、全て現行の指定管理者を候補者としているので、この条件は当然履行されるものとして、あえて記載する必要はなかったものである。

(委員長) 施設によって記載がまちまちであるので、記載方法は統一したほうがよい。

(関委員) 児童文化センターの指定期間を(5年から)10年とした理由を説明してほしい。

(所管部局) この施設は社会教育施設として、小中学生を中心に広くは幼児から高校生までを対象とした各種事業を展開している。特に小中学校9年間の発達段階に応じた継続的な事業実施が必要であることから、指定期間を10年とした。

（関委員） 指定期間には濃淡（長短）があってもよいと考える。（児童文化センターと）同様の視点で、例えば埋蔵文化財センターや水鳥公園ネイチャーセンターなどの教育・研究施設へも（指定期間を１０年とするなどの）配慮が必要ではないかと考える。これら施設の指定期間の設定について検討されたところがあれば教えてほしい。

（所管部局）５年前には指定期間１０年として山陰歴史館の指定管理を開始しており、その指定期間が満了する５年後に歴史施設全体の管理運営のあり方を見直す可能性もあるということで、埋蔵文化財センターの指定期間を５年としている。

（所管部局）水鳥公園ネイチャーセンターは、非公募により５年ごとに更新していく方針である。

（関委員） 児童文化センターの指定期間を１０年とした理由について、小中学校の９年間のスパンを基本に考えたとのことだが、対象の児童は毎年入れ替わるのだから、説明としてはうまくできていない。文化、歴史、教育等の領域ごとの観点で、安定的にサービス提供を行うために（１０年という指定期間が）必要であるとか、指定管理者側の（指定の）受けやすさも考慮して（指定期間を）検討されればよい。

（廣戸委員）本年度第１回の選定委員会では、指名した（非公募による）皆生市民プールの指定管理者候補者について審議されていたが、今回はその指名した者以外の者も含めて審議するというのか。

（所管部局）本年度第１回の選定委員会では、本年度中途の１１月から３月までの５か月間の管理について、現行の指定管理者を候補者として指名したものであり、今回はその後の来年度４月から５年間の管理について、公募により（２者のうちから）指定管理者候補者を選定しようとするものである。

（湯原委員）新たに加えられた選定基準の４の（６）「障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。」の表現は、かなりあいまいなものとなっているが、どのような基準で評価するのか。

（事務局） 応募書類の中の「社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表」について、現行の指定管理者の取組実績を標準（「普通」５点）として相対評価する。

（副委員長）（諮問のときの）市長のあいさつにも、指定管理者制度適用の最も重要な目的は、サービス向上と経費節減であるとあった。しかし、経費節減の評価はいくら経費増額となっても最低（「劣」の）１点はもらえる。経費をかけてサービス向上を図れば、サービス向上で（「優」の）１０点、経費節減で（「劣」の）１点、合わせて１１点となり、平均５．５点で「普通」（５点）以上の評価となることがしっくりこない。例えば経費節減の評価が（「劣」の）１点である場合は、サービス向上が（「優」の）１０点でも（「やや優れている」の）７点に（減点）するとか、そういう判断も必要なのかと思う。次回（各施設の審議）から時間をかけて審議したい。

(委員長) 先ほどの関委員の意見にもあった指定期間の問題だが、専門的な職員の育成又は継続的な取組が必要な場合には指定期間を長く取ったほうがよいとのことであった。美術館と山陰歴史館は前回(5年前)の選定時から指定期間を10年としている。このときは公募による選定であり、5年ごとに指定管理者が代わることが好ましくないとの理由で(指定期間を)10年としたと思う。しかし今回の児童文化センターは非公募で特定の法人を指名することなので、あえて(指定期間を)10年にする必要性が分らない。水鳥公園ネイチャーセンターのように(特定の法人について)5年ごと(の更新時)にチェックをかけるという方法が好ましいのではないかと思う。

(関委員) 事務局への要望だが、今回の選定対象施設について、前回の選定時の議事録(会議概要)を参考資料として提供してほしい。

(事務局) 了解した。

(関委員) 都市公園に関しては、かなりぼう大な数の公園を一括管理することになるが、これはやはり一括して管理するほうが効率的であるのか。(新規の施設の)弓浜コミュニティ広場は、地域組織のNPO法人による管理運営のモデルとして、かなりおもしろい試みだと思う。都市公園についても、指定管理者による管理運営の中で住民組織を活用されているのかもしれないが、例えば緑地の部分を分割してその管理運営は住民組織に任せるなど、地域組織の活性化の芽が生まれる余地を残すこともできるのではないか。今後検討してほしい。

(所管部局) 69の街区公園のうち65施設については、公園を利用される地元住民に愛着を持っていただくために、指定管理者との業務委託契約により地元自治会が除草等の業務を行っている。関委員が言われた更なる住民組織の活用については、現状では難しい面もあるが、貴重な意見として伺っておく。

(委員長) 今の説明は、指定管理者から地元自治会に一部の業務を再委託することでお金(委託料)が動いているということか。

(所管部局) 原則として再委託は禁止だが、トイレのくみ取りや電気工事など資格を必要とする業務などの外注計画書を提出させ、市が承認したものについては外注(再委託)を認めている。この外注計画の中に地元自治会への除草等の委託も含まれており、支払った委託料は除草作業時のジュース代などに充てられている。

(3) 指定管理者候補者案(諮問案)について

事務局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

特になし

[9 その他]

次回の会議は、10月14日(水)に開催することが確認された。

[10 閉 会]